

簡易型一般競争入札の試行について【入札・契約制度の改善】

1 地方自治体の入札方式について

地方自治体の入札契約方式については、地方自治法第234条第1項の規定によりその方式が定められているところであり、その具体的な取扱い方法については、地方自治法施行令、公共工事の入札及び適正化に関する法律等の関係法令やその指針などに基づき、発注機関において規則・要領等を定め、入札及び契約の手続きを行っています。

入札契約方式の種類については、一般競争入札、指名競争入札、随意契約と大きく3つに分けられ、競争性、公平性、透明性、経済性が担保された入札・契約方式を選択のうえ、国や地方自治体の各発注機関において、入札の執行の適正化を図っているところがあります。

2 新ひだか町が実施している入札方式について

当町においては、国の公共工事の入札契約の適正化の推進及び施工品質の確保等の政策の実施、その他、全国各地で散見された談合事件等の不正事案への対応策を各発注機関に求められたのを契機に、平成20年5月から一定規模以上の建設工事等について、条件付一般競争入札の導入を行い、当町の建設工事等の発注規模や数量、又は地域建設業者の分布状況等も勘案しながら、一般競争入札と指名競争入札の特性を踏まえ、入札制度の運用を図ってきたところがあります。

3 簡易型一般競争入札の試行について

町の入札制度において、健全な競争性を確保しながら、透明性・公平性に基づいた受注意欲のある建設業者の入札参加機会の拡大を行い、より一層の受注機会の確保を図ること、また、建設産業における労働者不足や働き方改革などの社会情勢を踏まえた入札参加の選択が行えるように、一般競争入札の適用範囲の拡大について、試行的に実施するものとしたところです。

なお、一般競争入札の範囲拡大にあたっては、入札参加機会の拡大を図ること、入札参加者の経営状況、技術者や作業員の状況、手持ち工事等の状況を踏まえた入札参加の選択が行えるよう入札参加資格要件の緩和を図りつつ、不良・不適格業者の排除が行えるような制度設計を考慮とするものとし、また、競争性の確保を前提に、既存の条件付一般競争入札と同様、地域建設業者が担える工事等においては、事業者の所在地要件を付した「地域要件」を設定しつつ、一般競争入札の運用を過度に阻害しないよう、適切な運用を引き続き図って参りたいと考えております。

4 入札方式の比較

	条件付 一般競争入札	簡易型 一般競争入札 (試行実施)	指名競争入札
入札実施 の周知	公告による (町ホームページにて併せて周知)	同左	指名通知書 (指名業者あて通知書の送付)
入札参加	入札参加申請が必要	同左	指名通知が必要
入参資 札加格	個々の工事等の内容により資格要件設定 (指名選考委員会に諮った上で決定)	同左	指名選考基準に基づいて指名業者を選定 (指名選考委員会に諮った上で決定)
営業に必要な 許可・登録等	工事等の内容により必要	同左	同左
業種ごとの事業 継続年数	発注工事に対応する 許可業種2年以上	発注工事に対応する 許可業種1年以上 ※参加機会拡大のため	入札参加資格審査 登録時の要件による
対象とする 工事等 の規模	原則、予定価格が3, 500万円以上のもの	同右	原則、予定価格が13 0万円以上、3, 500 万円未満
等級格付のある 工種	等級格付の要件有り ※JVの場合は、工事 ごとに設定	等級格付の要件有り	等級格付ごとの業者 選定
技術者等の 配置要件	各法令等の取扱いに よる	同左	同左
入札参加申請 時の配置 技術者等 予定 調書の提出	原則、求めない。 (工事規模や技術的 難易度等により求め る場合有り) ※参加機会拡大のため	同左	—
入札参加申請 時の施工 実績要件	同種同規模工事の 施工実績を求める (過去15年間のうち)	原則、求めない。 (工事規模や技術的 難易度等により求め る場合有り) ※参加機会拡大のため	過去の同業種の履行 実績等(指名選考 時)

【目標】

- ◆ 入札契約制度に係る競争性、透明性、公平性を高めるため、一般競争入札の範囲の拡大を進める。指名競争入札においても、適切な指名基準の運用や指名業者数の工夫により、競争性を高める。
- ◆ 目的とする事業成果が得られるよう、適切な工事の施工体制及び品質の確保を図る必要があることから工事施工の各段階において監督の充実に努め、検査においては、施工成績の評定基準により、客観的かつ公平な評定手続の実施に引き続き努める。

【課題】

- ① 競争性、透明性、公平性のある入札制度の推進
- ② 受注意欲のある入札参加業者の広範な参加機会の推進
- ③ 不良・不適格業者の排除、適切な施工体制や品質の確保
- ④ 地域社会資本の整備・維持に必要不可欠な建設業者の持続的存続

【対応内容】

◆ 簡易型一般競争入札の試行実施（令和4年度における施策）

- ・ 土木及び建築一式工事において、発注標準額が指名競争入札案件（3,500万円未満）を対象に試行的に導入する。
※ 発注標準額のA・B・C等級格付毎に実施する。
- ・ 入札参加機会の拡大を図るため、入札参加資格要件として、同種工事の施工実績要件は求めない。また、工事に対応する建設業許可の業種の事業継続年数を1年以上とし、条件付一般競争入札（2年以上）よりも緩和して実施する。
- ・ 試行のため、主に単独事業を対象とする。
- ・ 災害応急工事、草刈業務委託等の維持管理業務は、その事業の緊急性・公共性等を鑑み、指名競争入札の適用を妨げないで対応する。
- ・ 一定期間の試行実施の結果を検証しながら、町の公共工事の発注規模に合わせた入札手続きの透明化、適切な施工体制や品質の確保を図る。

【今後の方向性】

簡易型一般競争入札の試行実施を踏まえ、課題等があれば検証し、翌年度以降の本格運用に向けた検討・研究を図るものとする。

＜令和3・4年度の建設工事発注標準額（入札方式・格付別）＞

土木一式工事		建築一式工事	
50,000 千円以上	発注標準額	70,000 千円以上	発注標準額
	特定JV ※条件付一般競争入札		特定JV ※条件付一般競争入札
	単体A又は経常JV ※条件付一般競争入札		単体A又は経常JV ※条件付一般競争入札
	単体A 資格登録事業者数 9者		単体A 資格登録事業者数 6者
25,000 千円以上	指名競争入札 簡易型一般競争入札(試行)	25,000 千円以上	指名競争入札 簡易型一般競争入札(試行)
10,000 千円未満	単体B 13者	10,000 千円未満	単体B 8者
	単体C 22者		単体C 13者